今後の特殊詐欺対策及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺対策の重点取組事項について（通達）

（令和７年３月28日
警察庁丁組二発第118号、丁生企発第200号、丁人少発第251号、
丁サ企発第48号、丁サ捜発第517号
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁生活安全局
生活安全企画課長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長、警察庁サイバー警察局
サイバー捜査課長から
警視庁特殊詐欺対策本部長、警視庁刑事部長、警視庁生活安全部長、
警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長宛て）

（概要）

特殊詐欺の認知件数及び被害額は、ここ数年増加傾向にあり、令和６年中の被害額は721.5億円と、過去最悪であった平成26年の被害額（565.5億円）を大きく上回ったほか、令和５年後半から被害が急増してきたＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺については、令和６年中の被害額は1268.0億円と、前年の約３倍に増加するなど、極めて深刻な情勢にあることを踏まえ、今後の特殊詐欺対策及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺対策の重点取組事項を指示したものである。

主な内容は、

○　犯人からの電話を直接受けないための対策の推進

○　被害発生状況等に応じた効果的な広報啓発の推進

○　犯罪実行者募集情報に関する情報収集、警告・削除、取締り等の推進

○　金融機関における取引モニタリングを活用した被害拡大防止対策等の推進

○　中枢被疑者の検挙及び海外拠点を含む犯行拠点の摘発に指向した捜査の推進

○　特殊詐欺連合捜査班の積極的かつ効果的な運用による取締りの推進

である。